

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成28年9月16日

宇治市監査委員

小	山	茂	樹
森		真	二
堀		明	人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成27年度政策経営部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成28年5月2日から平成28年6月23日まで

第4 監査の概要

この監査は、政策経営部行政経営課、政策推進課、財務課における事務事業のうち、主として平成27年4月1日から平成28年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

ふるさと応援寄附金収入状況（行政経営課）

冊子等売却収入状況（政策推進課）

報償費支出状況（行政経営課）

委託料支出状況（行政経営課・政策推進課）

統計調査指導員・調査員報酬支出状況（政策推進課）

補助金支出状況（財務課）

公債費支出状況（財務課）

積立金支出状況（財務課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 行政経営課

- (1) ふるさと応援寄附金収入状況について
特になし。
- (2) 報償費支出状況について
支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 委託料支出状況について
支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

2 政策推進課

- (1) 冊子等売却収入状況について
特になし。
- (2) 統計調査指導員・調査員報酬支出状況について
特になし。
- (3) 委託料支出状況について
特になし。

3 財務課

- (1) 補助金支出状況について
特になし。
- (2) 公債費支出状況について
特になし。
- (3) 積立金支出状況について
特になし。